

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(仮称)を定めるにあたり、現行の「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」該当部分に関する改正要望案

PEACE 命の搾取ではなく尊厳を
認定 NPO 法人アニマルライツセンター
NPO法人動物実験の廃止を求める会

犬猫に関しては、現在検討中の飼養保管基準が反映されると思いますので記入していませんが、その他の動物に係る部分として、以下の見直しを要望いたします。(修正箇所:赤字下線、追加要望箇所:赤字)

また、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」より新省令に内容を一部採用していただきたく、併せて要望いたします。(該当箇所に《展示動物の飼養保管基準より追加》と注釈を入れました。)

現行	改正要望案
<p>第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目</p> <p>(用語)</p> <p>第1条 この告示において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則において使用する用語の例による。</p> <p>(飼養施設の管理)</p> <p>第2条 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 <u>定期的に</u>清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。</p> <p>二 1日1回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。</p> <p>三 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。</p> <p>四 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設<u>の</u>開口部を適切に管理すること。</p> <p>五 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあつては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。</p> <p>六 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設</p>	<p>第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目</p> <p>(用語)</p> <p>第1条 この告示において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則において使用する用語の例による。</p> <p>(飼養施設の管理)</p> <p>第2条 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 <u>1日1回以上</u>清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。</p> <p>二 1日1回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。</p> <p>三 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。</p> <p>四 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設<u>及びその</u>開口部<u>等</u>を適切に管理すること。</p> <p>五 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあつては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。</p> <p>六 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設</p>

の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあつては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。

七 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあつては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。

八 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。

(設備の構造及び規模)

第3条 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

一 ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあつては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

二 ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。

三 ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。

四 ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強

の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあつては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。

七 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあつては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。

八 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。

(設備の構造及び規模)

第3条 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

一 犬猫以外の動物にあつても、最低限、犬猫の数値の考え方に準ずる構造、広さ及び空間を有するものとし、~~ケージ~~寝床、休息場等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく~~回転する~~、飛ぶ、飛び跳ねる、全身を伸ばす等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。また、飼養期間が長期間にわたる24時間を超える場合にあつては、必要に応じて、個々の動物が動物の種類、習性に応じて、走る、登る、泳ぐ、~~飛ぶ~~等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有する運動スペースを設け、隠れる、地面を掘る、止まり木に止まる、爪とぎをする、砂浴びをする、水浴びをする、泥浴びをする、探索する、社会性を発揮する等の正常な行動をとるための設備等を有するものとする。また、これらの運動スペース及び設備等については、日常的に動物の利用に供させること。

ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を24時間以内一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

二 ケージ~~寝床、休息場~~、運動スペース等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面、狭さ、錆、割れ、破れ等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。

三 ケージ~~寝床、休息場~~、運動スペース等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。なお、動物が直接接する床には、動物の脚等に負担をかけることのない、及び不快感を与えることのない素材を用いるものとし、金網の使用を禁止する。

四 ケージ~~寝床、休息場~~、運動スペース等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の

度とすること。

(設備の管理)

第4条 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

二 ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。

三 ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。

四 ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

五 保管業者及び訓練業者にあつては、前号に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。

六 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施錠設備を備えること。

(動物の管理)

第5条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職

逸走を防止できる構造及び強度とすること。

(設備の管理)

第4条 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 ~~ケージ~~寝床、休息場等に、給餌及び給水のための器具を備えること。~~一時的な保管であっても常時飲水可能な状態にすること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。~~

二 ~~ケージ~~寝床、休息場、運動スペース等に設置された、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、~~遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。た、隠れる、地面を掘る、止まり木に止まる、爪とぎをする、砂浴びをする、水浴びをする、泥浴びをする、探索する、社会性を発揮する等の正常な行動をとるための設備は、常時利用可能な状態に維持管理すること。遊具等のエンリッチメント用品については、飽きないように適宜入れ替えを行うこと。~~

三 ~~ケージ~~寝床、休息場、運動スペース等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。

四 ふん尿に係る動物の衛生管理のため、~~ケージ等~~寝床、休息場には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く、習性に応じて排せつ用のスペースを設ける等の措置を講じること。

五 保管業者及び訓練業者にあつては、前号に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびに~~ケージ~~寝床、休息場、運動スペース等の清掃及び消毒を行うこと。

六 動物の逸走を防止するため、~~ケージ~~寝床、休息場、運動スペース等及び訓練場に、必要に応じて施錠設備を備えること。また、施設全体を囲う囲いを設けるなど、できる限り二重構造を設けること。

(動物の管理)

第5条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職

員数に見合ったものとする。

ロ ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあっては、この限りでない。

ハ ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。

ニ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ホ 幼齢な犬、猫等の社会化(その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。)を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。

ヘ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。競りあわせ業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものと

~~員数に見合ったものとする。~~第3条、第5条の設備及び管理に見合ったものとする。

~~ロケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあっては、この限りでない。~~

ロ 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数は、8時間労働を標準とし、1頭当たりの飼養管理に要する平均的な作業時間を想定し、1人当たりが管理できる頭数を算出した上で、動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数の上限を割り出し、飼育頭数を見合ったものとする。上限の飼育頭数は、犬猫の規定を指標とする。

ハ ~~ケージ~~寝床、休息場等に入れる動物の種類及び数は、~~ケージ~~その動物の習性に適している、第3条の一の動作を行うに十分な寝床、休息場等の構造及び規模に見合ったものとする。また闘争、及び動物に過度なストレスがかかぬよう、組み合わせに配慮し、十分な対策をとって混合すること。

ニ 群れ等を形成する動物については、社会性を発揮できるよう、その規模、年齢構成、性比等を考慮し、複数で飼養及び保管すること。《展示動物の飼養保管基準より追加、一部加筆》

ただし、異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、~~ケージ~~寝床、休息場、運動スペース等の構造若しくは配置又は同一の~~ケージ~~寝床、休息場、運動スペース等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争、及び過度なストレス等が発生することを避けること。また捕食動物とその被食動物を組み合わせることを避けること。

ホ 幼齢な~~犬~~、猫動物等の社会化(その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。)を必要とする動物や社会性を有する動物については、その健全な育成及び社会化を推進並びに社会性を担保するために、適切な期間、親、兄弟姉妹や同種の別個体等とともに飼養又は保管をすること。

ヘ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。競りあわせ業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものと

する。

ト 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境(以下「飼養環境」という。)の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間(午後8時から午前8時までの間をいう。以下同じ。)に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

リ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

ヌ 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

ル 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。

ヲ 展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。

する。

ト 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境(以下「飼養環境」という。)の管理を行うこと。~~動物種に応じ、著しく暑い、寒い、日照が不足している、乾燥している等の状態を防ぐため、空調、保温器具、ライト、ミスト等、環境管理を行うための設備を用いるものとする。~~

特に、販売業者が、夜間(午後8時から午前8時までの間をいう。以下同じ。)に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

~~リ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。《削除》~~

ヌ 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の動物の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

ル 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、~~必要に応じてその途中において六時間おきに~~展示を行わず、運動できる時間を設けること。特に、~~長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。~~

(新設) 展示業者にあつては、本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をして展示しないこと。《展示動物の飼養他基準より追加》

ヲ 展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し反することがなく、演芸、訓練等が過酷な痛み、恐怖、及びストレスがかかるものとならないようにす

ワ 貸出業者にあつては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、貸出先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されるようにすること。

カ 1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。

ヨ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

タ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺的生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあつては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。

レ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。

ソ 販売業者、展示業者及び貸出業者にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴じゅん化措置を講じること。

二 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手

ること。また、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による演芸が行われないようにすること。

ワ 貸出業者にあつては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、貸し出した動物には貸し出し元の従業員が随行し、貸出先において、動物に過度の苦痛や恐怖、ストレスを与えないよう、利用の時間、環境、休憩、給餌給水等が適切に配慮されるようにすること。

カ 1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。

ヨ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

タ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺的生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあつては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。

レ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施、マニュアルの作成、訓練等の措置を講じること。

ソ 販売業者、展示業者及び貸出業者にあつては、家畜化されていない野生由来の動物等を等に係る選定については、飼養及び保管が困難であること、譲渡しが難しく飼養及び保管の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種又は原産地において生息数が少なくなっている種が存在すること、逸走した場合は人への危害及び環境保全上の問題等が発生するおそれが大きいこと等から、その飼養については限定的であるべきことを勧告しつつ、慎重に検討すべきであること。《展示動物の飼養保管基準より追加》

やむを得ず業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴じゅん化措置を講じること。

二 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は及び導入に係る契約の

方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。

ロ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、高齢猫(生後十一年以上の猫を目安とする。以下同じ。)の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

ニ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

ホ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

ヘ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

三 動物の繁殖は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。

ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じて繁殖を制限するための措置を講じること。

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させ

相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。

ロ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、動物に定期的に健康診断を受けさせるものとし、取り扱う動物の数が多の場合にあつては、獣医師を雇用するよう努めること。また、高齢猫動物(特定成猫においては、生後十一年以上の猫を目安とする。以下同じ。)の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫動物の健康に配慮した取扱いに努めること。

ニ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

ホ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

ヘ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

三 動物の繁殖は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。

ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じて繁殖を制限するための措置を講じること。

(新設)その繁殖が支障なく行われるように、適切な出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。《展示動物の飼養保管基準より追加》

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させ

る場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。

四 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

イ 輸送設備(動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。)は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。

ロ 輸送中は、常時、動物の状態を目視(監視カメラ等を利用して行うものを含む。)により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。

ハ 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。

ニ 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

ホ 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。

ヘ 必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

ト 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

チ 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。

る場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。

四 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

(新設) 不必要な輸送が生じないようにすること。

(新設) 輸送ルートの下調べをし、事前に輸送計画を立てること。

イ 輸送設備(動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。)は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。

ロ 輸送中は、常時、動物の状態を目視(監視カメラ等を利用して行うものを含む。)により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。

ハ 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。

ニ 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

ホ 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。

ヘ 必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

ト 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。輸送待機時間を含め、常時飲水ができる状態を確保すること。輸送待機時間を含め、十二時間を超えて餌が断たれることを避けること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

チ 動物の疲労又は苦痛やストレスを軽減するために、輸送時間及び距離はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じてその動物に適した休息又は運動、給餌給水のための時間を確保すること。

リ 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること。

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者(以下「顧客等」という。)と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

六 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

イ 第一種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることにかんがみ、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。

ロ 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に

リ 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること。

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者(以下「顧客等」という。)と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又は猫動物を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、**正当な理由なしに顧客等に動物を接触させないこと。特に、野生種の動物を顧客と接触させることがないようにすること。やむを得ず**顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法**及び動物の生理生態**について指導するとともに、**顧客と一対一の対応**ができる従業員数を確保すること。また、**常時飲水**ができる状態を確保するものとし、**接触が過度にならないよう、動物が休憩できる設備に自由に移動することが可能となる状態を確保すること。その状態が確保できない場合には、動物に適度なこまめな**休息を与えること。

動物に接触する前及び後に、手指の消毒等、衛生対策を徹底すること。

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。**また、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある食物や形態による与え方をさせないようにすること。**

六 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

イ 第一種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることにかんがみ、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。

ロ 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、**動物の殺処分方法に**

苦痛を与えない方法によること。

ハ 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。

ニ 動物の飼養又は保管をする場合にあつては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

(その他の遵守すべき基準)

第6条 第2条から前条までに掲げるもののほか、第一種動物取扱業は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 第一種動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。

イ 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、第一種動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。

ロ 安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実と反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。

二 販売業者にあつては、販売に供しているすべての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書(電磁的な記録を含む。)により表示すること。

イ 品種等の名称

ロ 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報

ハ 性別の判定結果

ニ 生年月日(輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等)

ホ 生産地等

ヘ 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。)

三 法第22条第3項の都道府県知事が実施する動物取

関する指針に則り、できる限りその動物に苦痛や恐怖、ストレスを与えない方法によること。

ハ 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。

ニ 動物の飼養又は保管をする場合にあつては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

(その他の遵守すべき基準)

第6条 第2条から前条までに掲げるもののほか、第一種動物取扱業は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 第一種動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。

イ 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、第一種動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。

ロ 安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実と反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。

二 販売業者にあつては、販売に供しているすべての動物を客について、顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書(電磁的な記録を含む。)により表示すること。

イ 品種等の名称

ロ 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報

ハ 性別の判定結果

ニ 生年月日(輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等)

ホ 生産地者等

ヘ 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。)

三 法第22条第3項の都道府県知事が実施する動物取

<p>扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。</p> <p>四 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況(販売先に係る情報を含む。)について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。ただし、動物販売業者等が、法第21条の5第1項に基づき動物の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。</p> <p>五 競りあっせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。</p>	<p>扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。</p> <p>四 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況(販売先に係る情報を含む。)について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。ただし、動物販売業者等が、法第21条の5第1項に基づき動物の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。</p> <p>五 競りあっせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。</p>
--	--

本件お問い合わせ先

(PEACE 事務局) 〒170-6001 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 1F MBE510

Tel:070-5569-7689 Fax: 03-4578-2024 Eメール:info@animals-peace.net